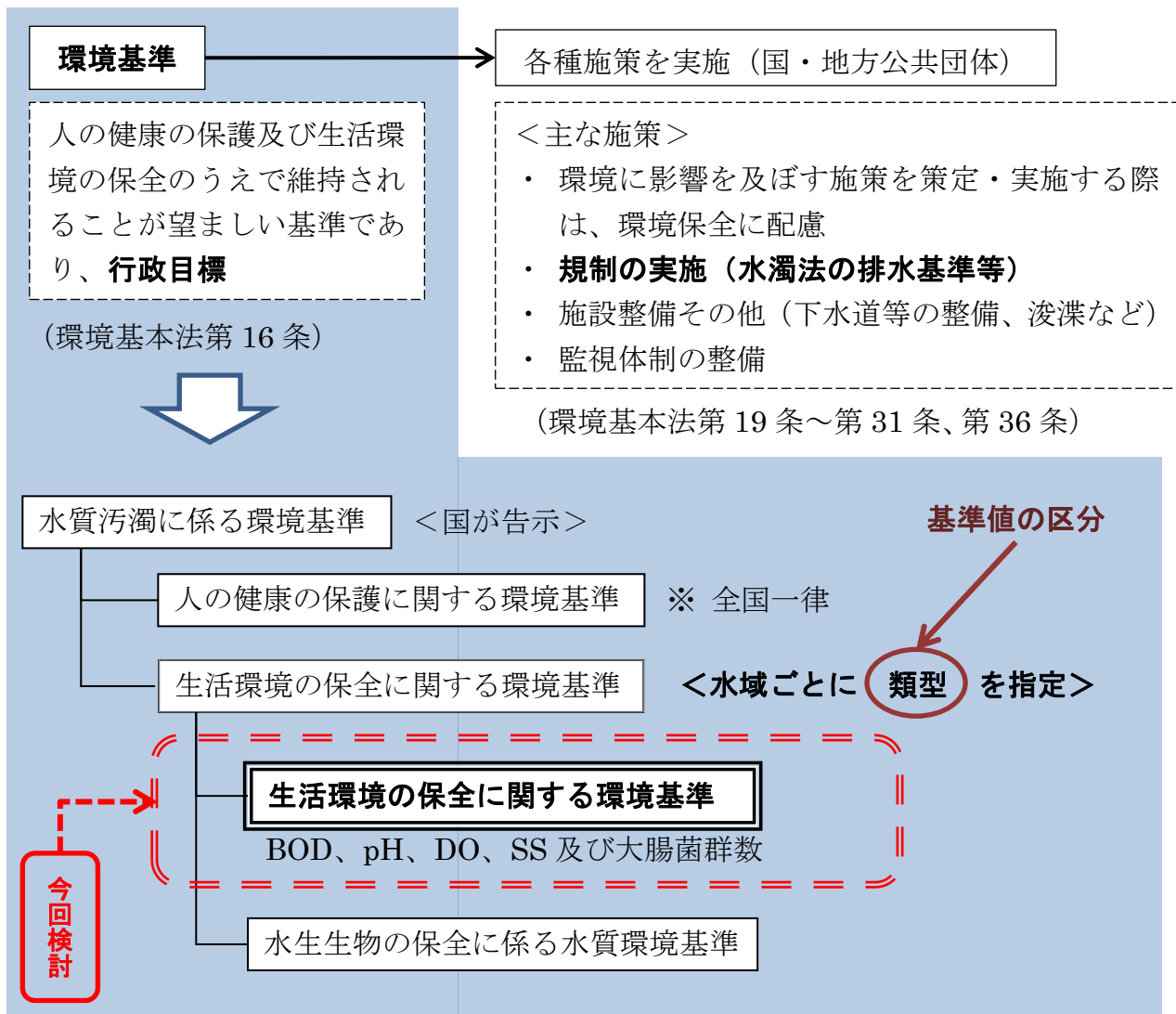


水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び指定の見直しについて

1 制度の概要



「生活環境」 = 「人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む」(環境基本法第 2 条第 3 項) → 水道、水産、農業等を含む

環境基準と排水基準の関係

区分	環境基準	排水基準
健康項目 (有害物質)	人への有害性の観点から、全国一律の基準を設定	環境基準の 10 倍(全水域が確実に環境基準を達成可能な基準) 自治体による上乘せ基準の設定も可能
生活環境 保全項目	水域類型ごとに、基準を設定 その上で、水域ごとに、あてはめるべき水域類型(区分)を指定(水域ごとに異なる基準)	最低限守るべき基準を設定 一律基準では環境基準を達成できない場合に、各自治体が上乘せ基準を設定 (上乘せ基準の設定が前提)

2 生活環境の保全に関する環境基準

別表2 生活環境の保全に関する環境基準（抜粋）

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的 の性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌 群数	
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下	第1の2の(2)に より水域類型ご とに指定する水 域
A	水道2級 水産1級及び 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げ るもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められない こと。	2mg/L以上	—	
測定方法		規格12.1に定める 方法又はガラス電 極を用いる水質自 動監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得ら れる方法	規格21に定める 方法	付表8に掲げ る方法	規格32に定め る方法又は隔膜 電極を用いる水 質自動監視測定 装置によりこれと 同程度の計測結 果の得られる方 法	最確数による定量法	
備考							
<p>1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した4段階（試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>							

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

3 水域類型の指定の考え方（告示）

- ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。
- イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況を勘案すること。
- ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。
- エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

告示の考え方に基づき、

- ① **新規指定については、水質汚濁状況・河川規模を考慮し、順次指定**
指定する類型は、利用目的・現状水質に基づき設定

- ② **既指定水域については、水質が改善した場合や利用目的が変わった場合に、指定を見直し**
水質改善は5～10年間の水質で判断（中央環境審議会）
利用目的変更は適宜見直し（告示）

4 これまでの指定等の経緯

告示日	指定	指定の見直し（都実施分のみ）
S45.9.1【国】	・ 荒川、多摩川等の大規模河川 ・ 水質汚濁の特に著しい中小河川	—
S51.3.30【都】	・ 石神井川、浅川等の中規模河川を中心に19河川	・ 隅田川
H9.5.13【都】	・ 中小河川（新中川等20河川）	・ 隅田川等（17河川）

※ S46.5.31以前は、全ての水域を国が指定

5 水域類型の指定及び指定の見直し（案）

（１）検討対象水域

・ 新規指定

① 水質汚濁状況・河川規模を考慮

上流部に水質汚濁源となりうる事業場等が存在している水域

大場川	上流からの生活排水の影響を受ける
妙正寺川	中野水再生センター放流水の影響を受ける

② 水質保全の必要性を考慮（名水として都民に親しまれている等）

落合川	水質保全の必要性が高い（環境省の「平成の名水百選」に、都内で唯一選定）
-----	-------------------------------------

・ 指定の見直し

既指定 47 水域

（２）指定及び指定の見直し（案）の作成方針 資料 6

（法定受託事務であるため、国の考え方に従う。）

指定すべき類型	「利用目的から判断される類型」と「現状水質に対応する類型」のうち、上位の類型（告示）
現状水質の判断基準	BOD を基本に検討し、他の項目は必要に応じて考慮（中央環境審議会）
環境基準の達成期間	各水域の状況や目標達成のための施策を考慮して設定（告示）

（３）指定及び指定の見直し（案） ⇒ 資料 7

6 水域類型の指定等の効果・メリット

- ・ 水質が改善した水域について、現状水質にあわせた水域類型に見直すことで、今後の水質悪化リスクを減らすことができる。
- ・ 水質改善に積極的に取り組んでいる区市町村、市民団体（環境団体）等の取組みを評価できる。
- ・ 水質改善が必要な水域については、水質改善に向けた動きを促進できる。